

護のあり方に関する研究」の一部である。

II. 方法(倫理面への配慮)

本調査は、「委託一時保護の活用と課題」について①全国196カ所の児童相談所、②委託先である児童養護施設と乳児院については20%サンプル抽出、児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設については全施設、里親に対しては児童相談所を通して依頼し、それぞれ調査票を用いて郵送法による自計式調査を行った。児童相談所に対しては、「児童相談所における一時保護のあり方に関する調査票」の一項目に組み込んだ。委託機関用調査票は、同様の調査項目で別途作成した。調査時期は、平成19年7月～8月である。

III. 調査結果

1. 児童相談所への調査

1-1. 回収状況

106児童相談所からの回答があり(回収率54.1%)、そのうち一時保護所を併設している児童相談所は68カ所(64.2%)であった。児童相談所の実態を調査すると共に、設置された一時保護所の規模によって違いがあるかも併せて検討した。一時保護所の規模は一日あたりの平均入所児童数によって7人未満の小規模施設、7人以上14人未満の中規模施設、14以上の大規模施設の3つにわけて検討した。

1-2. 委託一時保護の状況

(1) 18年度相談件数と一時保護、委託一時保護状況(表1-2-1-1～5)

養護相談の平均相談件数は404.5件であり一時保護所入所率は18.5%、委託一時保護率は9.0%であった。そのうち虐待相談にしばってみると一時保護所入所率22.1%、委託一時保護率は10.4%といずれも高くなっている。養護相談の場合、約4人に1人を一時保護し、そのうちの約3割が委託一時保護し、虐待相談の場合3人に1人一時保護し、そのうち委

託一時保護の利用が3割強となっている。

委託一時保護率は図1-1に示すように養護相談において16年度6.8%が18年度は9.0%、虐待相談6.6%が10.4%、非行相談は2.4%が5.2%といずれもここ3年間で増加している。

一時保護所の有無、規模別でみると一時保護所を有している児童相談所の一時保護所利用と委託一時保護の利用割合が養護相談、虐待相談については3:1であるのに対し一時保護所を併設していない相談所は1:1とほぼ同じであり、保護所を有しない相談所にとって委託一時保護の役割は特に大きいと言える。また、大規模児童相談所の委託一時保護実人数は68.9人と、保護所を有しない児童相談所や小規模児童相談所の一時保護所実人数34.2人、59.2人よりも多い状況であった。

(2) 委託先の利用状況(表1-2-2、表1-2-3)

最も利用率が高いのは児童養護施設94.1%であり、次いで乳児院91.2%、里親59.8%であった。

委託理由としては児童養護施設の場合、「一時保護所の定員超過」が最も多く、次いで「措置前提」であり、乳児院の場合「専門的な援助」が最も多く、次いで「措置前提」「夜間緊急」であった。医療機関は「専門的な援助」を他の児童福祉施設は「専門的な援助」と「措置前提」の利用であった。里親については「専門的な援助」「一時保護所の定員超過」「措置前提」がほぼ同じであった。

(3) 理由別委託一時保護状況(表1-2-3)警察への委託一時保護を除く

児童相談所の委託一時保護利用率は、「措置を前提」が最も多く66.7%、委託平均件数は9.5件であり、次いで「専門的な援助」が55.8%、10.7件、「一時保護所の定員超過」が40.2%、17.0件であった。定員超過の児童相談所の場合、委託件数が多い。

(4) 委託先から対応困難と言われた理由(表 1-2-4)

「保護者への対応」が 41.2%と最も高く、次いで「他児童への影響」30.4%、「子どもの病気」30.4%であった。

1-3 ガイドライン案に対する現状と意見

(1) 委託一時保護の決定および手順(表 1-3-1)

「作成済み」が 29.8%、「必要と思うができていない」26.9%、「必要性は感じない」が 24.0%であった。18年度委託一時保護のマニュアルを有している児相は 20.8%であったのに比べ若干増えている。必要と思うができていない理由は、「多忙で検討する余裕がない」が最も多かった。

(2) 委託先に対して必ず提供している情報(複数回答)(表 1-3-2)

委託機関により、無回答数が大きく違うが、委託機関の利用状況によるもの(表 1-2-2)と思われ、無回答は委託経験がない児童相談所と推測された。従って有効回答数に対する比率で比較検討を行った。

90%以上提供されているのは「子どもの名前、住所、生年月日、所属」「保護者の氏名、生年月日、連絡先」「一時保護の理由」など基本的な情報であった。「委託一時保護の期間、今後の見通し」については、65%~75%強の提供であった。「保護者の連絡先」については児童養護施設、乳児院などの児童福祉施設、医療機関については 70%強提供されているが、里親に対しては 50.6%と低くなっていた。「子どもの行動特徴」など子ども自身に関する情報は 40~50%程度の提供であった。

(3) 子ども向けのオリエンテーション(表 1-3-3)

「必ず実施している」は「委託先が安心して安全な場であることの保障」についてが 64.8%と

最も高く、次いで「委託先の名称等」「委託先での生活の説明」「委託先で守らなければならないこと」がほぼ 50%であった。「困った時の児童相談所等の連絡先の提示」は 31.4%であり、「ケースにより実施」が 47.6%であった。

「ケースにより実施」の最も多い理由は「子どもの年齢、状況による」というものであった。また、「委託先である施設や里親に伝えてもらう」も多かった。

(4) 保護者向けのオリエンテーション(表 1-3-4)

保護者に対してのオリエンテーションで必ず実施しているのは「連絡先が児童相談所であること等」が 82.9%と最も高く、次いで「細者の緊急連絡先」78.1%、「委託先が安心して安全な場であることの保障」74.3%であった。「委託先についての提供可能な情報」「面会に関する委託先の状況に応じたルール」や「保護者としての権利と義務」「などは必ず実施は 56.2%、67.6%、50.5%、と低くなりケースにより実施になっている。その理由としては緊急保護であることや虐待の問題がある。

(5) 委託先への研修の実施(表 1-3-5-1~3)

委託先への研修を実施しているのは 12 児相 11.9%と非常に低く、対象は里親、乳児院・児童養護施設であり、その機関対象の研修時に組み込んでであった。

(6) 子どもの教育権の保障(表 1-3-6)

1 週間以上の委託の場合の教育権の保障については、「委託機関の地元校への一時的通学や転校措置をしている」が 56.4%と最も多く、次いで「可能な場合出身校への通学」が 44.6%であった。

(7) 委託料の改善(表 1-3-7)

「ショートステイの利用費と同等」「施設措置費」が 31.7%、29.7%と多かった。また、里

親など児童福祉施設以外の機関への委託の場合のチャイルドシートやベビーカー等の貸与またはリース費支給などの補完システムの必要性については「必要である」が70.8%と高かった。

(8) 委託機関の活用 (表 1-3-8)

「積極的に活用」「やや積極的」を合わせると児童養護施設・乳児院が最も高く79.4%、次いで里親54.9%、医療機関47.1%であった。児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設は24.5%、子どもが通っている保育所の保育士・学校の教員・民生・児童委員などは8.8%と低く、機関によってニーズの違いが見られた。児童養護施設・乳児院の活用ニーズについては、「一時保護所の定員超過」「一時保護所機能として乳児への対応ができない」「保護の長期化」がある。里親については「一時保護所がない」「定員超過」の他、「家庭的な関わりが必要な子どもの増加」があるが、一方「適当な里親がない」「質の差がある」などもあげられていた。医療機関については「専門的、医療的関わり」のニーズが多いが、「医療費以外の費用がかかる」ことや「付き添い」の問題があげられていた。児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設については「施設が受け入れてくれない」「措置前提に限られている」「情緒障害児短期治療施設がない」など主に施設側の条件の問題が大きいことが伺えた。

2. 委託機関への調査

2-1. 回収状況と機関の基本情報 (表 2-1-1~4)

児童養護施設 35(回収率 31.3%)、乳児院 11(44.0%)、児童自立支援施設 42(73.7%)、情緒障害児短期治療施設 13(41.9%)、里親 95 の計 196 施設・里親から回答があった。

それぞれの管轄児童相談所に一時保護所を有しているところが施設では92.1%、里親では66.3%であった。

ショートステイを受けているのは児童養護施設では22(62.8%)、乳児院8(72.7%)、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設はそれぞれ1施設であった。

2-2. 委託一時保護の状況

(1) 理由別委託一時保護件数 (表 2-2-1)

各施設における平均受け入れ件数及び平均受け入れ期間は、表 2-2-1 の通りである。また、16年度から18年度までの平均委託一時保護件数は図 2 に示す通りで、児童養護施設、乳児院、里親についてはいずれも増加傾向である。児童自立支援施設については、17年度減少したのが18年度は再度増加、情緒障害児短期治療施設は17年度増加したのが18年度は減少している。

(2) 対応困難状況 (表 2-2-2)

児童養護施設と児童自立支援施設では「他児への影響」が最も多く、57.1%、33.3%であった。乳児院では、「保護者への対応」が72.7%、「病気」が63.6%と多く、情緒障害児短期治療施設では「保護者への対応」が38.5%と多かった。また、里親では「衣服の準備」が37.9%で最も高く、何らかの用意設備のある施設との違いが明確であった。

2-3. ガイドライン案に対する現状と意見

(1) 児童相談所からの情報提供 (表 2-3-1-1~2)

子どもの名前、保護者の名前、連絡先、一時保護の理由など基本的情報については現在提供されている情報と提供して欲しい情報に差は認められず提供率も90%強であった。現状とニーズに20%以上差があったのが児童養護施設と児童自立支援施設では「子どもの行動様式」のみであったが、乳児院と情緒障害児短期治療施設では基本的情報以外の「子どもの性格、行動特徴」などすべての項目についてニーズの方が高かった。また、里親では

「性格・行動様式」「子どもの集団内での行動様式」のニーズが高かった。

(2) 子どもへのオリエンテーション（表 2-3-2）

児童養護施設のみ実施。必ず実施しているのは「委託先での生活についての説明」が 77.1%、「委託先が安心な場であることの保障」74.3%であった。「子どもにより実施」は年齢や入所の状況の違いなどからである。

(3) 保護者との関係で困ったこと（表 2-3-3）

「ある」が児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設では 60%強であるのに対し、児童自立支援施設、里親では 19.0%、32.6%と施設によって差が見られた。内容的には「親が納得をしていないことから攻撃的になる」「連絡が取れない」「約束を破る」「児相と保護者の意見の違い」「飲酒」「約束なしの面会の強要」「被虐待児の保護者への対応」等であった。里親の「ある」が少ないのは表 1-3-2 にあるように児童相談所が保護者の連絡先をケースにより選択して提供している率が施設よりも多いためと思われる。

(4) 研修実施状況（表 2-3-4-1～2）

実施されているのは里親が 21.1%、児童養護施設が 2.9%あるのみで、ほとんど実施されていない状況であった。研修の必要性については「必要と思う」が児童養護施設 40.0%、乳児院 45.5%、児童自立支援施設 21.4%、情緒障害児短期治療施設 30.8%、里親 48.4%であった。

(5) 教育の保障（表 2-3-5 複数回答）

児童養護施設では「地元校への転校」41.2%、「出身校への通学」50.0%で「通学させていない」は 23.5%であった。児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設では「施設内の分校に通学」、里親では「地元校への転校」16.8%、

「出身校への通学」42.1%であった。

(6) 適切な委託料（表 2-3-6）

児童養護施設では「現行単価＋施設事務費」が 31.4%と最も多くついで「施設措置費」28.6%であった。他の施設は「施設措置費」が最も多く乳児院 54.5%、児童自立支援施設 28.6%、情緒障害児短期治療施設 53.8%であり、次いで「現行単価＋施設事務費」であった。里親については「現行単価＋施設事務費」と「ショートステイ現行利用料」がそれぞれ 16.8%と同数だった。また、意見として「下着の用意」「ミルク、おむつ」など用意することの負担、「チャイルドシート」などの貸与希望もあった。

(7) 委託一時保護の受け入れ（表 2-3-7）

「積極的」「やや積極的」をあわせると児童養護施設で 45.7%、乳児院 63.7%、児童自立支援施設 14.3%、情緒障害児短期治療施設 53.9%、里親 72.7%であった。理由として、児童養護施設では定員、部屋、職員体制の問題があげられ、乳児院では児童相談所に乳児を受け入れることができないため積極的に受け入れたいとする反面、委託料の低さ、人員配置の問題があげられていた。児童自立支援施設では他児への影響の大きさ等から措置前提を原則にという意見や少年法の改正に伴う対応が増えると思うが体制が不備などがあげられていた。情緒障害児短期治療施設は 17 年度調査時よりも受け入れに対して積極的な意見が増えたが、措置前提が多い。里親については家庭的な生活を提供できる、必要に応じて受け入れる、子どもは国の宝だからなど積極的な意見が多かったが、現在受け入れている里子との関係の心配や児童相談所の情報不足の意見もあった。

(8) 児童相談所に求める支援（表 2-3-8）

すべての施設において児童相談所に求める

支援で最も多いのは「情報提供(44.9%～90.9%)」で、次いで「トラブル時の対応(9.1%～21.1%)」であった。

(9) ガイドラインに対する自由意見

施設からの意見としては、およそ以下の通りであった。

- ・ガイドラインの設置は全国の一時保護の機能のある一定水準に保つ指標となる
- ・一時保護所の現状が大きく違うため、まず一時保護所の整備（定員の拡充、アセスメント能力の向上）が第一である
- ・受け入れ側の施設の整備面、人員の拡充が必要
- ・委託理由にかかわらず子どもに関する情報はすべて必要である

里親からは現在の委託への感想も含めて多数の長文の意見が寄せられた。

- ・ガイドラインの早期現実化により子どもと里親のよりよい関係ができる
- ・里親制度の認知アピールが必要。
- ・ガイドラインはもっと平易に理解しやすいように表記すべき
- ・経済的支援が必要（委託費が安い、衣類、とりあえず必要なものの貸与等）
- ・児童相談所からの支援（情報提供、トラブル時の対応、福祉司の人材）が重要

3. 福岡市における委託一時保護について

(別紙1)

福岡市こども総合相談センターは定員35名の一時保護所を有する大規模型の児童相談所である。都市型児童相談所に共通する慢性的な児童養護施設定員満員状況の中で、一時保護所の定員拡大を図るとともに、里親担当児童福祉司の配置等で里親委託の開拓等に取り組んでいる。また、子どもの通学している中学校長への委託一時保護の事例を通し、子どもの通学、精神的安定のための住環境への配

慮等への問題提起がなされている。

IV. 考察

1. 委託一時保護の現状について

本調査3年間の推移を見ると委託一時保護率は、養護相談において16年度6.8%が18年度は9.0%、虐待相談は6.6%が10.4%、非行相談は2.4%が5.2%といずれも増加傾向にあった。

一時保護所の有無、規模別でみると一時保護所を有している児童相談所の一時保護所利用と委託一時保護の利用割合が養護相談、虐待相談については3:1であるのに対し一時保護所を併設していない相談所は1:1とほぼ同じであり、保護所を有しない相談所にとって委託一時保護の役割は特に大きいと思われた。また、一人平均保護日数は一時保護所と委託一時保護はほぼ同じであり、一時保護所と同様の利用の仕方がなされていると考えられた。

委託理由も「措置を前提」が最も高く、次いで「専門的な援助」であり、約6割は直接委託一時保護されていた。大規模一時保護所では「定員超過」、併設しない児童相談所では「夜間緊急」が多いなど一時保護所の状況により委託理由に差が見られた。

これらにより、委託一時保護制度は、児童相談所にとって非常に良く活用されている機能であり、各一時保護所の有無や定員超過等の現状により活用のされ方に差があり一時保護所機能の補完としての役割が大きいことが再確認された。

2. ガイドライン案に対する現状と意見

委託一時保護の決定手順等について文書化されている児童相談所は約3割であった。

委託一時保護する場合に委託先に提供されている情報も「子どもの住所、生年月日、所属」「保護者の氏名、生年月日、連絡先」「一時保護の理由」など基本的情報は90%なされているが、その他の子どもや保護者に関する

情報提供は約 50%程度と非常に少ない状況であり、委託機関からの必ず提供して欲しいニーズと大きな差があった。児童相談所としては、緊急の場合など得ている情報が少ない場合も多いと考えられるが、委託を受けている機関にとっては、非常に限られた情報の中で子どもの保護にあたっている不安は大きいと思われる。17年度調査で委託先からの最も大きな要望として「児童相談所の支援」があげられていたこと、今回調査の「児童相談所に求める支援」としてすべての調査施設において「情報提供」が最も多かったことから言えよう。委託時に十分な情報提供ができない場合はあるとしても随時情報交換していくなど委託後の連携が特に必要と考えられる。これは、児童相談所にとっても委託一時保護後のケース処遇を検討する上で委託先での子どもの行動観察などはアセスメント情報として重要なものであろう。

子どもや保護者へのオリエンテーションは、子どもの年齢や保護者の状況に応じて児童相談所及び委託先でなされている状況であった。

委託先への研修の実施は約 12%と低かった。機関対象の研修時に組み込んでいくなどの対応が必要と思われた。特に里親に対しては、17年度調査と今回調査において70%強が「積極的に受け入れたい」「受け入れたい」と答えるなど委託一時保護に対して前向きな意向が伺われるため、今後の啓発・活用を含めて里親研修時への組み込みなど積極的に研修に取り組んでいく必要があると思われた。

ガイドライン案については、一時保護所の現状が大きく違うためまず一時保護所の整備が第1であるという意見やガイドラインの設置は全国の一時的保護の機能をある一定水準に保つ指標になるなどがあった。

3. 委託料の適正化について

3年間の調査の中で委託一時保護の最も大きな課題の一つとして明らかになったのは「委託料の適正化」である。18年度のショートステイの調査から制度を持つ地域の児童相談所においては1週間以内の短期保護が明確な場合、ショートステイを利用し一時保護との利用区別をしていることが明らかになった。ショートステイ利用の場合、2歳児未満10800円、2歳児以上5600円である。一方現在委託一時保護費は1560円であり、委託先である機関にとってその差は非常に大きいと思われる。今回調査でも、「現行単価+施設事務費」「施設措置費」という意見が多かった。また、里親への委託の場合、衣服、おむつ、ベビーカーなど施設のように常設しているわけではなく里親個人の負担となっているため貸与制などの検討も必要であろう。

現在の一時保護所の状況から鑑みると委託一時保護の必要性は今後も高くなることと思われる。また、一時保護所の有無や定員超過などの補完機能としてだけでなく、各委託機関の持つ専門性、家庭養育性などの活用の必要性が求められるなか、「委託料の適正化」は早急に対応が必要なことと思われる。

<文献>

松崎佳子(2007)「一時保護委託の活用と課題」平成17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者奥山真紀子) 報告書 539～555

松崎佳子(2008)「一時保護委託の活用と課題」平成18年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者奥山真紀子) 別刷報告書 28～37

児童相談所運営指針 平成17年2月

安部計彦(2007)「精神病院及び少年鑑別所への委託一時保護についての意識調査」平成

17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山眞紀子）報告書 557～561

（別紙1）

福岡市における委託一時保護の現状について

福岡市こども総合相談センター 津田定則 小池久美子

当相談所の一時保護委託は、他児相に比べると少ない傾向にある。その大きな理由は、一時保護所の定員が35名と、規模的にやや余裕があり、一時保護で対応が可能であることが大きい。上記の委託種別においては、乳児院、病院、知的障害児施設、情短への委託は、それぞれの施設が持つ機能を必要とした委託であった。一方件数割合で43%を占める児童福祉施設や里親への委託は、大部分が一時保護所の定員オーバーによるものである。当児相において積極的な一時保護委託がされていない理由としては、上記のように物理的な理由の他に、施設側が、これまでの児相のやり方（基本的には一時保護を行う）に慣れており、一時保護委託に違和感を持っていることがあげられる。また、施設側からすると児童のアセスメントがない状態での受け入れは、児童の状況がわからず不安であることなども一因としてあげられる。

当児相の一時保護委託の活用については、今後急激な変化は無いと思われる。しかし、18年度以降委託したいくつかの事例から今後の参考になるような例もあった。一つは中学3年を含む姉妹を通学している中学校長に一時委託保護をした事例がある。これは中3児童が時期的に受験を間近に控えていたため通学を確保することや一時保護期間が長期となる可能性もあったため、児童にとって最良の選択肢として一時保護委託を行った。これは1事例にすぎないが、この事例は児童の通学の確保を児相がもっと真摯に考える必要があることや児童の精神的な安定のために住環境を充分考慮する必要性などについて再考する機会となった。今後は児童の最大の福祉にとって、一時保護がどうあるべきか、また、どのような一時保護委託先が最良の選択肢なるかと言った観点を持って処遇を行う必要があると考える。

里親への委託が29.0%と最も高いが、里親研修や里親会定例会などで、社会的養護を必要とする子どもの現状などを機会あるごとに説明し、一時保護所の受入が困難な場合の協力を得るよう努めている。また、一時保護委託後も委託が継続したり、実親との長期分離が必要な場合には、里親委託につながるケースもある。

注： 乳児院 16件（内ラスパ 4件） 里親 18件（内ラスパ 5件）

平成18年度実績

委託種別	病院	児童養護施設	乳児院	里親	知的障害施設	情短	その他	計
件数	4	9	16	18	8	3	4	62
件数割合	6.5%	14.5%	25.8%	29.0%	12.9%	4.8%	6.5%	100.0%
延べ日数	173	242	305	223	234	126	247	

表1-2-1-1 18年度相談件数と一時保護・委託一時保護状況

	相談件数	一時保護 所一時保 護実人数	一時保護 入所率	一時保護 所一時保 護延日数	一人平均 保護日数	委託一時 保護実人 数	委託一時 保護率	委託一時 保護延べ 日数	一人平均 委託一時 保護日数
養護相談	404.5	74.9	18.5%	1876.3	25.0	36.3	9.0%	895.7	24.7
うち虐待相談	192.1	42.4	22.1%	1242.2	29.3	19.9	10.4%	579.7	29.1
非行相談	100.3	17.2	17.1%	372.9	21.7	5.2	5.2%	82.3	15.8
その他の相談	1401.8	13.0	0.9%	223.3	17.1	3.4	0.2%	72.1	21.3

表1-2-1-2 17年度相談件数と一時保護・委託一時保護状況

	相談件数	一時保護 所一時保 護実人数	一時保護 入所率	委託一時 保護実人 数	委託一時 保護率
養護相談	407.5	76.9	18.9%	29.7	7.3%
うち虐待相談	197.7	36.8	18.6%	13.1	6.6%
非行相談	101.7	15.0	14.8%	2.9	2.9%
その他の相談	1232.1	10.3	0.8%	1.9	0.2%

表1-2-1-3 16年度相談件数と一時保護・委託一時保護状況

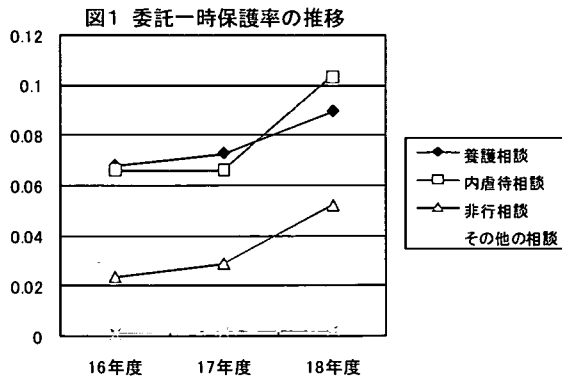
	相談件数	一時保護 所一時保 護実人数	一時保護 入所率	委託一時 保護実人 数	委託一時 保護率
養護相談	384.4	65.2	17.0%	26.2	6.8%
うち虐待相談	174.3	27.8	15.9%	11.5	6.6%
非行相談	92.5	12.6	13.6%	2.2	2.4%
その他の相談	1194.7	10.0	0.8%	1.4	0.1%

表1-2-1-4 保護所の有無、規模別一時保護・委託一時保護状況

	保護所の有無、 規模	相談件数	一時保護 所一時保 護実人数	一時保護 入所率	一時保護 所一時保 護延日数	一人平均 保護日数	委託一時 保護実人 数	委託一時 保護率	委託一時 保護延べ 日数	一人平均 委託一時 保護日数
養護 相談	保護所無し	261.8	34.2	13.1%	1070.1	31.3	32.2	12.3%	812.1	25.2
	小	263.6	59.2	22.5%	897.4	20.3	20.1	7.6%	369.9	18.4
	中	520.8	96.1	18.4%	2319.5	31.5	42.5	8.2%	1115.5	26.2
	大	986.5	170.6	16.1%	5210.1	20.6	68.9	6.5%	2027.3	29.41
うち 虐待 相談	保護所無し	185.3	23.9	12.9%	799.7	33.4	21.0	11.3%	560.9	26.7
	小	117.5	24.9	21.2%	487.5	19.6	8.5	7.2%	178.7	21.1
	中	242.8	55.9	23.0%	1433.8	25.6	21.1	8.7%	572.2	27.1
	大	367.9	86.6	23.5%	3176.5	36.7	35.5	9.7%	1349.6	38.0
非行 相談	保護所無し	71.2	8.9	12.5%	176.1	19.8	2.5	3.5%	63.7	23.2
	小	58.7	11.9	20.4%	174.3	14.6	1.1	1.9%	14.5	13.1
	中	110.2	19.1	17.3%	472.4	24.7	3.6	3.3%	38.4	10.6
	大	262.7	36.6	13.9%	930.4	25.4	5.2	2.0%	58.1	11.1
そ 相 の 談 他 の	保護所無し	1130.9	2.7	0.2%	79.5	29.6	1.5	0.1%	27.6	19.0
	小	861.3	16.6	1.9%	130.5	7.8	0.4	0.0%	6.9	16.1
	中	1768.4	12.4	0.7%	283.0	22.8	2.1	0.1%	65.0	30.9
	大	3233.4	13.2	0.4%	429.2	32.6	4.1	0.1%	67.7	17.9

表1-2-2 委託先の利用状況 n=102

	有	無	委託 一時保 護
児童養護施設	96	6	94.1%
乳児院	93	9	91.2%
医療機関	40	62	39.2%
児童自立支援施設	28	79	27.5%
情緒障害児短期治療施設	16	86	15.7%
障害児施設	56	46	54.9%
里親	61	41	59.8%
民生・児童委員	1	101	1.0%
親戚	2	100	2.0%
児童の通う保育士・教員	0	102	0.0%
近隣知人	2	100	2.0%
シェルター	0	102	0.0%
その他	24	78	23.5%



その他内容

県内他児相 5 警察 3 ファミリー里親
 自立援助ホーム 4 障害児施設 2

表1-2-3 理由別委託一時保護の件数と委託先(警察を除く) n=102

	夜間緊急	一保定員超過	措置前提	専門的な援助	取り返し回避	一保が遠距離	その他	計	延日数	平均委託一時保護日
児童養護施設	185	558	379	64	2	63	171	1422	44219	31.1
乳児院	107	10	126	290	4	0	151	688	16394	23.8
医療機関	11	0	5	105	7	0	10	138	5745	41.6
児童自立支援施設	2	10	15	15	0	0	6	48	2252	46.9
情緒障害児短期治療施設	0	5	15	9	0	0	1	30	2060	68.7
障害児施設	11	2	29	73	0	3	15	133	4649	35.0
里親	43	68	68	73	0	3	83	338	7259	21.5
民生・児童委員	0	0	0	0	0	0	1	1	16	16.0
親戚	0	0	0	0	0	0	3	3	71	23.7
児童の通う保育士・教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
近隣知人	0	0	0	0	0	1	1	2	65	32.5
シェルター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	141	46	10	15	0	0	4	216	5723	26.5
合計件数	500	699	647	644	13	70	446	3019	88453	29.3
委託有りの児相	38	41	68	60	6	14	46			
委託利用率	37.3%	40.2%	66.7%	58.8%	5.9%	13.7%	45.1%			
平均委託件数	13.2	17.0	9.5	10.7	2.2	5.0	9.7			

表1-2-4 委託先から対応困難言われた内容 n=102

保護者への対応	42	41.2%
子どもの反抗	16	15.7%
子どもの衣類の準備	16	15.7%
子どものダニ等の持ち込み	9	8.8%
子どもの病気	19	18.6%
子どもがなじまない	16	15.7%
昼間の過ごし方	27	26.5%
他児への影響	31	30.4%
子どもの言動の真意不明	6	5.9%
その他	11	10.8%

その他コメント

- ・学齢児の場合、学校に行かせられない。
- ・支援の見通しが立ちにくく、職員の負担が大きい
- ・問題ありのケースは、委託一時保護対象とはしない。
- ・緊急時に一時保護委託する事も多く子供、家族の情報が不明確な中でお願いする事が対応苦慮に通ずる事がある
- ・予防接種の実施
- ・委託先と学校がはなれている場合の通学、送迎の対応
- ・施設での行事(外泊等を伴うもの)参加の是非(28条申立ケースで審理中の場合)
- ・施設の行事(施設外で行われるもの)への参加
- ・児童の居宅と職員の常住する場所が離れていることから、行動観察等が十分に実施できないことがある。(当核施設は改築を予定しているので一時保護スペースを確保してもらった。)
- ・長期になると困る

表1-3-1 委託一時保護の決定及び手順

作成済み	31	29.8%
必要と思うができていない	28	26.9%
必要性は感じない	25	24.0%
その他	20	19.2%
計	104	100.0%

必要と思うができていない(理由)

- ・検討する余裕がない 3
- ・一時保護所満杯による委託急増がここ2~3年のことであり対応が遅れている
- ・多忙で対応が後手に回っている
- ・県内相談所での意見統一が必要
- ・緊急対応時に必要性を感じる
- ・概ね、ガイドラインに沿っているが明文化は必要
- ・文書にされていないが対応出来ているから 2
- ・委託一時保護を行うにあたって、特に支障なく円滑に委託できているため。
- ・まだ一定の基準をまとめる段階に至っていない

その他コメント

- ・一時保護の決定、手順と同様に対応していく。
- ・児相間の委託については手順が文書化されている
- ・コメントできない
- ・基本は一時保護所にて保護をおこなっており、委託する場合は個々のケースにて当該施設と協議しております
- ・基本的には一時保護所の利用。
- ・委託一時保護の件数が少ないのでケース毎に対応している。以下の現状に関する設問も同様。
- ・文章化はされていない。援助方針の検討を行ない対応している
- ・文書化はされていないが手順等は確立されている
- ・所内会議で決定している
- ・管内には児相と児童養護施設が一ヶ所であり、連携がとれているため必要は感じていない
- ・通知書は県規則で様式化

表1-3-2 委託機関に対する情報提供

	必ず提供	ケースにより提供	提供していない	不明
子どもの名前、住所、生年月日、所属	94 92.2%	4 3.9%	0 0.0%	4 3.9%
保護者氏名、年齢	90 88.2%	8 7.8%	0 0.0%	4 3.9%
保護者の連絡先	75 73.5%	27 26.5%	0 0.0%	0 0.0%
一時保護の理由	91 89.2%	7 6.9%	0 0.0%	4 3.9%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状況	59 57.8%	39 38.2%	0 0.0%	4 3.9%
子どもの集団内での対人関係	46 45.1%	44 43.1%	5 4.9%	7 6.9%
子どもの身辺処理能力	52 51.0%	42 41.2%	1 1.0%	7 6.9%
保護者の行動様式	38 37.3%	54 52.9%	2 2.0%	8 7.8%
子どもと保護者の関係	61 59.8%	35 34.3%	1 1.0%	5 4.9%
保護者の児童相談所との関係	46 45.1%	46 45.1%	3 2.9%	7 6.9%
子どもの生育歴	51 50.0%	42 41.2%	3 2.9%	6 5.9%
委託一時保護の期間、今後の見通し	68 66.7%	29 28.4%	0 0.0%	5 4.9%

	必ず提供	ケースにより提供	提供していない	不明
子どもの名前、住所、生年月日、所属	90 94.7%	5 5.3%	0 0.0%	0 0.0%
保護者氏名、年齢	87 91.6%	8 8.4%	0 0.0%	0 0.0%
保護者の連絡先	72 75.8%	20 21.1%	1 1.1%	2 2.1%
一時保護の理由	87 91.6%	8 8.4%	0 0.0%	0 0.0%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状況	52 54.7%	40 42.1%	0 0.0%	3 3.2%
子どもの集団内での対人関係	39 41.1%	42 44.2%	10 10.5%	4 4.2%
子どもの身辺処理能力	48 50.5%	40 42.1%	4 4.2%	3 3.2%
保護者の行動様式	38 40.0%	51 53.7%	2 2.1%	4 4.2%
子どもと保護者の関係	57 60.0%	37 38.9%	1 1.1%	0 0.0%
保護者の児童相談所との関係	44 46.3%	46 48.4%	2 2.1%	3 3.2%
子どもの生育歴	49 51.6%	42 44.2%	3 3.2%	1 1.1%
委託一時保護の期間、今後の見通し	69 72.6%	25 26.3%	0 0.0%	1 1.1%

医療機関 n=70 無回答 32

	必ず提供	ケースにより提供	提供していない	不明
子どもの名前、住所、生年月日、所属	66 94.3%	4 5.7%	0 0.0%	0 0.0%
保護者氏名、年齢	66 94.3%	4 5.7%	0 0.0%	0 0.0%
保護者の連絡先	49 70.0%	19 27.1%	0 0.0%	2 2.9%
一時保護の理由	64 91.4%	6 8.6%	0 0.0%	0 0.0%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状況	35 50.0%	34 48.6%	0 0.0%	1 1.4%
子どもの集団内での対人関係	29 41.4%	29 41.4%	10 14.3%	2 2.9%
子どもの身辺処理能力	34 48.6%	30 42.9%	3 4.3%	3 4.3%
保護者の行動様式	24 34.3%	39 55.7%	4 5.7%	3 4.3%
子どもと保護者の関係	38 54.3%	27 38.6%	4 5.7%	1 1.4%
保護者の児童相談所との関係	32 45.7%	31 44.3%	5 7.1%	2 2.9%
子どもの生育歴	31 44.3%	32 45.7%	4 5.7%	3 4.3%
委託一時保護の期間、今後の見通し	48 68.6%	20 28.6%	0 0.0%	2 2.9%

児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設 n=69 無回答 33

	必ず提供	ケースにより提供	提供していない	不明
子どもの名前、住所、生年月日、所属	64 92.8%	4 5.8%	0 0.0%	1 1.4%
保護者氏名、年齢	65 94.2%	4 5.8%	0 0.0%	0 0.0%
保護者の連絡先	55 79.7%	12 17.4%	0 0.0%	2 2.9%
一時保護の理由	63 91.3%	5 7.2%	0 0.0%	1 1.4%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状況	40 58.0%	28 40.6%	0 0.0%	1 1.4%
子どもの集団内での対人関係	37 53.6%	27 39.1%	4 5.8%	1 1.4%
子どもの身辺処理能力	41 59.4%	25 36.2%	1 1.4%	2 2.9%
保護者の行動様式	30 43.5%	35 50.7%	2 2.9%	2 2.9%
子どもと保護者の関係	44 63.8%	23 33.3%	1 1.4%	1 1.4%
保護者の児童相談所との関係	35 50.7%	31 44.9%	2 2.9%	1 1.4%
子どもの生育歴	42 60.9%	24 34.8%	2 2.9%	1 1.4%
委託一時保護の期間、今後の見通し	50 72.5%	17 24.6%	0 0.0%	2 2.9%

障害児施設 n=90 無回答 12

	必ず提供	ケースにより提供	提供していない	不明
子どもの名前、住所、生年月日、所属	77 85.6%	4 4.4%	0 0.0%	9 10.0%
保護者氏名、年齢	77 85.6%	4 4.4%	0 0.0%	9 10.0%
保護者の連絡先	64 71.1%	17 18.9%	0 0.0%	9 10.0%
一時保護の理由	76 84.4%	5 5.6%	0 0.0%	9 10.0%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状況	50 55.6%	31 34.4%	0 0.0%	9 10.0%
子どもの集団内での対人関係	41 45.6%	35 38.9%	3 3.3%	11 12.2%
子どもの身辺処理能力	50 55.6%	30 33.3%	0 0.0%	10 11.1%
保護者の行動様式	34 37.8%	44 48.9%	2 2.2%	10 11.1%
子どもと保護者の関係	49 54.4%	31 34.4%	1 1.1%	9 10.0%
保護者の児童相談所との関係	37 41.1%	42 46.7%	2 2.2%	9 10.0%
子どもの生育歴	48 53.3%	30 33.3%	3 3.3%	9 10.0%
委託一時保護の期間、今後の見通し	69 76.7%	21 23.3%	0 0.0%	0 0.0%

里親 n=79 無回答 23

	必ず提供	ケースにより提供	提供していない	不明
子どもの名前、住所、生年月日、所属	74 93.7%	4 5.1%	0 0.0%	1 1.3%
保護者氏名、年齢	75 94.9%	4 5.1%	0 0.0%	0 0.0%
保護者の連絡先	40 50.6%	29 36.7%	4 5.1%	6 7.6%
一時保護の理由	70 88.6%	7 8.9%	0 0.0%	2 2.5%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状況	47 59.5%	31 39.2%	0 0.0%	1 1.3%
子どもの集団内での対人関係	34 43.0%	37 46.8%	4 5.1%	4 5.1%
子どもの身辺処理能力	47 59.5%	29 36.7%	0 0.0%	3 3.8%
保護者の行動様式	27 34.2%	44 55.7%	4 5.1%	4 5.1%
子どもと保護者の関係	41 51.9%	35 44.3%	1 1.3%	2 2.5%
保護者の児童相談所との関係	30 38.0%	43 54.4%	3 3.8%	3 3.8%
子どもの生育歴	39 49.4%	36 45.6%	2 2.5%	2 2.5%
委託一時保護の期間、今後の見通し	56 70.9%	20 25.3%	0 0.0%	3 3.8%

その他(警察、弁護士等のシェルター等) n=16 無回答 86

	必ず提供	ケースにより提供	提供していない	不明
子どもの名前、住所、生年月日、所属	14 87.5%	2 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
保護者氏名、年齢	13 81.3%	2 12.5%	0 0.0%	1 6.3%
保護者の連絡先	11 68.8%	4 25.0%	0 0.0%	1 6.3%
一時保護の理由	13 81.3%	2 12.5%	0 0.0%	1 6.3%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状況	7 43.8%	8 50.0%	0 0.0%	1 6.3%
子どもの集団内での対人関係	5 31.3%	9 56.3%	0 0.0%	2 12.5%
子どもの身辺処理能力	7 43.8%	8 50.0%	0 0.0%	1 6.3%
保護者の行動様式	4 25.0%	10 62.5%	0 0.0%	2 12.5%
子どもと保護者の関係	6 37.5%	8 50.0%	0 0.0%	2 12.5%
保護者の児童相談所との関係	6 37.5%	8 50.0%	0 0.0%	2 12.5%
子どもの生育歴	5 31.3%	9 56.3%	0 0.0%	2 12.5%
委託一時保護の期間、今後の見通し	10 62.5%	4 25.0%	0 0.0%	2 12.5%

表1-3-3 子ども向けのオリエンテーション

オリエンテーションの内容	必ず実施	ケースにより実施	していない	不明
委託先の名称、住所や電話番号、あれば委託先のパンフレットなどの提示	53 50.5%	43 41.0%	7 6.7%	2 1.9%
委託先での生活についての丁寧な説明	54 51.4%	39 37.1%	10 9.5%	2 1.9%
委託先が安心して安全な場であることの保障	68 64.8%	29 27.6%	6 5.7%	2 1.9%
委託先で必要な、守らなければならないこと	53 50.5%	40 38.1%	10 9.5%	2 1.9%
困ったときの児童相談所児童福祉司の連絡先、電話番号の提示	33 31.4%	50 47.6%	20 19.0%	2 1.9%
その他()	1 1.0%	0 0.0%	5 4.8%	99 94.3%

ケースにより実施の理由

- ・時間的余裕がない
- ・乳幼児か知的障害児のため 12
- ・包括的に説明しているため
- ・児童の年齢、状況に応じて実施 11
- ・里親宅への緊急保護の場合、住所電話番号は教えていない
- ・利害が一致しない場合
- ・緊急一時保護のため 3
- ・委託期間が長期になる場合は実施
- ・28条の申し立て等
- ・委託先の施設からの説明に任せている
- ・委託先が安心して安全な場であることの保障被虐待児には実施
- ・まず施設、里親に伝えてもらうこととしている 7
- ・(委託先の)「先生を通して」と伝えることが多い 5
- ・幼児年齢以上を対象に「権利ノート」と渡し周知
- ・一時的な利用のため

ご意見

- ・原則的には子供の権利ノートを渡す
- ・一時保護のガイドブックを〇〇して作成した。
- ・子供の理解力や、状況に配慮して説明をすること
- ・一時保護委託理由、意味を十分理解できるように努めている
- ・子どもの視点に立ち、子どもとの相談関係を心掛けている

表1-3-4 保護者向けのオリエンテーション

n=102

オリエンテーションの内容	必ず実施している		ケースにより実施		していない		不明	
子ども委託先についての提供可能な情報	59	56.2%	42	40.0%	1	1.0%	3	2.9%
委託先が安心して安全な場であることの保障	78	74.3%	23	21.9%	1	1.0%	3	2.9%
保護者との連絡先は基本的に児童相談所であること、担当児童福祉士の連絡先、電話番号先	87	82.9%	11	10.5%	4	3.8%	3	2.9%
保護者の緊急連絡先	82	78.1%	16	15.2%	1	1.0%	6	5.7%
保護者としての権利と義務	53	50.5%	43	41.0%	4	3.8%	5	4.8%
面会に関する委託先の状況に応じたルール	71	67.6%	30	28.6%	1	1.0%	3	2.9%
児童相談所の判断で面会ができないこともありうる	72	68.6%	29	27.6%	1	1.0%	3	2.9%
健康保険証、子どもの生活上必要なものなどの準備	74	70.5%	27	25.7%	1	1.0%	3	2.9%
不服申し立てに関する説明	62	59.0%	32	30.5%	6	5.7%	5	4.8%

ケースにより実施の理由

- ・殆どが緊急一時保護であるため
- ・虐待等の問題がある時
- ・虐待の職権保護や緊急を除き、保護者へも左記の項目の説明を行います 6
- ・28条の申し立て等
- ・安全確保のため全く提供しない場合もある
- ・取返し回避
- ・委託前に全て伝えられるわけではない。マニュアルを作成していないので不備な対応になってしまっていると考えられる。
- ・担当児童福祉士の連絡先は伝えず、児童相談所の電話番号
- ・面会については児相の判断もあるが、子ども、施設の判断もある
- ・対立している場合等、最初の段階で伝えきれないことはある

不服申し立てに関する説明(理由)

- ・保護通知文に記してある
- ・転枚保護のみ実施
- ・緊急の職権保護以外では実施

表1-3-5-1 実施状況について n=101

実施している	12	11.9%
実施していない	89	88.1%

表1-3-5-2 どこを対象に実施しているか(複数可)

乳児院・児童養護施設	5
里親	10
医療機関	0
その他()	0

表1-3-5-3 どのような形式で実施しているか(複数可)

その機関対象の研修時に取り組む	9
委託について独自に研修を組んで	3
委託についてのリーフレット等の作成などで	0
その他()	0

その他(コメント): マニュアルの配布

表1-3-7-1 委託料はどのくらいが適切か n=101

施設措置費	30	29.7%
現行単価(1560円)＋施設事務費や教育費	22	21.8%
5000円	8	7.9%
3000円	4	4.0%
ショートステイの現行利用費(2才未満10800円、2歳時以上5600円)	32	31.7%
その他	5	5.0%

その他(コメント)

- ・必要な生活実費相当だけではなく、職員配置も考慮した金額が望ましい。
- ・措置児童と同様な処遇が受けられるレベル
- ・障害児については支援費なみの金額
- ・施設措置費の日割額

表1-3-6

一週間以上の委託の場合、子どもの教育権の保障のためにどのような取り組みをしているか(複数可) n=101

委託された児童福祉施設、機関の地元校への一時的な通学や転校の措置	57	56.4%
可能な場合、出身校への通学	45	44.6%
必要な通学費等の補助	6	5.9%
特に行っていない	27	26.7%
その他	11	10.9%

その他(コメント)

- ・措置を前提の場合通学 3
- ・教科の持込
- ・長期委託の場合 3
- ・法28条申立に係る児童について委託先児童福祉施設から地元校へ通学させる。
- ・一時保護所からの通学は実施困難

表1-3-7-2 里親など児童福祉施設以外の機関への委託の場合のチャイルドシート、ベビーカーなどの貸与またはリース費支給など補完するシステムの必要性 n=96

必要である	68	70.8%
特に必要性は感じない	23	24.0%
その他()	5	5.2%

その他(コメント)

- ・措置児童と同様な処遇が受けられるレベル
- ・事例なし
- ・今のところ、必要性は感じていないがそのようなことも必要かも…。
- ・既に購入済
- ・そういう発想がこれまでなかった。これまで乳幼児を受けてくれるところへ委託した。

表1-3-8 委託機関の活用

	積極的に活用		やや積極的		やや消極的		消極的		その他・不明	
児童養護施設・乳児院	52	51.0%	29	28.4%	7	6.9%	5	4.9%	9	8.8%
児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設	8	7.8%	17	16.7%	27	26.5%	30	29.4%	20	19.6%
医療機関	27	26.5%	21	20.6%	18	17.6%	18	17.6%	18	17.6%
里親	24	23.5%	32	31.4%	22	21.6%	17	16.7%	7	6.9%
こどもが通っている保育所の保育士、学校の教員、民生・児童委員	4	3.9%	5	4.9%	12	11.8%	64	62.7%	17	16.7%

児童養護施設・乳児院の活用

積極的理由

- ・一時保護所の定員超過など対応困難 10
- ・乳児については一時保護所では対応できない 8
- ・長期一時保護になる見通しの場合適当 6
- ・施設の定員不足、定員超過の施設もあり、措置のみならず委託についても苦慮している 5
- ・子どもの安全の保障 3
- ・虐待通告の増加や重篤化に伴う保護所での対応が困難となっている 2
- ・定員を勘案しながら活用したい 2
- ・児童の養育の環境などが最も適している
- ・保護所がいっぱいの時、施設入所が前提の時。
- ・夜間、休日緊急時に委託
- ・一時保護所に馴染めない
- ・一時保護所が遠隔地にあるため
- ・一時保護所の宿直体制が非常勤職員となっているため

消極的理由

- ・子どもたちの状態像把握する必要がある。
- ・一時保護所での保護を優先的に考えている 5
- ・保護者機能だけでなく観察機能を考えた場合には、一時保護所が望ましいため。
- ・難しい保護者への対応に不安が残る。

その他

- ・原則、一時保護所では対応できない場合に活用している 7
- ・職権保護ケースの場合は不適切と考える。しかし一時保護所が満杯で利用せざるを得ない実態がある。
- ・分離処遇ができるので積極的にやりたいが、反面、児童の行動特徴が不明

医療機関

積極的理由

- ・重度の発達障害や精神不安定等興奮状態にある場合・医療機関につなげる段階が難しい。
- ・専門的、医療的関わりが必要な場合、積極的に活用 20
- ・委託費の充実が必要
- ・他の機関に比べ同意が得やすいこと、また未熟児などへの医療的な関わりが可能
- ・重篤な虐待等で医療が必要な場合は活用していきたい 3
- ・あまり長期の委託は難しい。
- ・医療機関との連携の状況に左右される
- ・入院に関する諸費用がまかなえるか相手との調整が必要

消極的理由

- ・委託したい事例はあるが、実際問題費用等の関係で受けてくれないのが実態である
- ・あまり例がない 4
- ・医療機関の理解と協力が必要
- ・受入体制が整っていないため
- ・一時保護委託を拒否される(精神科)
- ・医療ケースに限られるため 3
- ・病院から虐待通告で保護者が同意しない場合職権一時保護に切り替える場合一時保護委託とする
- ・一時保護所に入所として、入院という形をとっている。
- ・当管内には小児の入院が可能な病院が少ない。
- ・必要に応じて利用するが医療費以外の費用が必要であったりつきよきを求められる

こどもが通っている保育所の保育士、学校の教員、民生・児童委員等

積極的理由

- ・地域マンパワーを活用するためには要綱等今後の検討が必要
- ・受け入れ側に問題がなければ(一定水準以上の処遇が可能)活用していきたいと考えている。
- ・施設、里親登録のない地域で、学校在学中の子どもの環境を変えなくてすむと考えるが、現実には委託が困難である。
- ・一時保護への動機付けから、開始、解除まで、どの段階でも対応してもらえないためには活用は欠かせない。
- ・里親としての登録の拡大にもつながると考える。

消極的理由

- ・委託先として不安 15
- ・受入れ体制が整っていない 2。
- ・保護委託はありません
- ・保護者や児童との関係の中で対応していることはある。児童が関与して一時保護委託という形では実施していない現状
- ・委託先のプライバシー保護や保護者とのトラブル回避等課題が多く基本的に活用は考えていない
- ・保護した児童の安全確保に不安が残る
- ・遠く地等で一泊などであれば可能だが、保護者と同じ地区というのがネックになることもあると考える。
- ・実際に夜間を含めて委託できる人は少なく委託先としての社会資源にはなりにくい。
- ・保護の経緯により(虐待ケース等)困難な事がある

児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設の活用

積極的理由

- ・一時保護所での対応困難な場合に活用 4
- ・設備、人員等が十分に確保できている。入所者の空き状況に左右される
- ・専門的な行動観察などが可能なため
- ・過去、全んど実績はないが、児童の特性に合わせ活用したい
- ・より適切な対応が早期に行えると考えるため。
- ・自立支援施設は、一時保護委託は行っていない。情短施設は、入所前提のみである。
- ・受け入れる施設サイドは消極的になることが予想される。(委託児童の判定不十分、在園児の動揺)
- ・一時保護所になじまないケースについて対応可能な体制がとられるのであれば活用したい

消極的

- ・施設側で受け入れてくれない 21
- ・情緒障害児短期治療施設がない 9
- ・児童自立支援施設の場合、原則措置前提の委託となっている 7
- ・他児への影響を考えると、委託一時保護は困難 3
- ・一時保護所での保護を優先的に考えている 3
- ・一時保護所の体制を整備すべき 2
- ・現実的に委託を受け入れてくれる施設がない 2
- ・両施設とも委託一時保護に消極的 ただし、情短施設については措置前提での一泊行動観察を実施
- ・診断するためには、一時保護所の方が適しているため
- ・遠方であり、利用しづらい(父母による送迎等)。

里親

積極的理由

- ・管内に児童養護施設、乳児院がなく、夜間緊急時の一時保護委託先として、他の選択肢が少なくない。
- ・一時保護所が満杯の時に活用 2
- ・養育上特に支援を要しない児童については積極的に活用を図りたい。
- ・(学齢児が)現籍校への通学が継続できるよう、各地域に活用できる里親を開拓することが課題。
- ・児童養護施設が定員いっぱい状況であるが短期養育里親の希望が少ない。
- ・虐待はなく、若しくは、虐待が軽度の養護性の強い児童を、最良の家庭環境の中で保護が可能となる。
- ・里親のレベルも高くなり、乳幼児を中心に活用している。
- ・緊急に委託する機会が多いので、里親さんとのマッチングが課題。
- ・家庭的関わりが必要なケースが多くなっているため 3
- ・一時保護所がいっぱいで入れないため 2
- ・施設定員の問題など集団養育より家庭養育が望ましい児童の増加。
- ・基本的には一時保護所での保護であるが、ケースの状況等による。
- ・里親側の受け入れが可能であれば、活用していきたい。半面、児相の支援が求められ、業務量が増加する。
- ・委託を必要とする児童の校区内里親は積極的に活用したい。児童のこれまでの教育環境を保障できるため 2
- ・積極的に活用したいが、ケース内容により困難な場合がある。「委託」と「措置」の整理が必要。

消極的理由

- ・適当な里親が在住していない 19
- ・里親の質、緊急対応性に問題あり
- ・万一の場合の保障のことが心配です
- ・委託費が安い 2
- ・如遇困難児や対応困難な保護者対応等、専門的指導力には、ばらつきがあり質の向上は課題
- ・親との関係が難しい 4
- ・保護期間が長期に渡るとやや困難である
- ・里親の力量にあった対象児童が少ない。
- ・精神的な負担が大きい 3
- ・里親の開拓が必要。現体制の登録者の意識の変革が求められる。
- ・原則は一保で対応 2

その他

- ・委託先が足りないという理由で安易に委託先を広げることに不安が残る
- ・保護者との関係によってケース処遇への影響が大きいため予期しにくいことが起きる
- ・啓発等、整理を要する。
- ・一時保護所での保護を優先的に考えている 5
- ・現実的に困難
- ・実績がない 9
- ・プライバシー、責任の問題あり。
- ・児相が委託先の状況把握を行うことが困難なため

表1-3-9 ガイドラインについてさらに必要なことや課題

- ・同意での一時保護と職権での一時保護の場合の相違点も必要ではないか
- ・登校、登園について。
- ・もっと一時保護所の入所定員が多く必要。また各児相に保護所が必要である。
- ・一時保護所での対応困難な児童の保護ということを考えるとせめて委託費の充実を制度として保障されたい。
- ・一時保護委託は地域事情とその児童相談所の一時保護所体制によって対応が大きく異なる状況にあり、一律的に数量的に整理しても意味がない。少なくとも全国の10以上の自治体の一時保護状況についてフィールドワークしてまとまなければ、全く参考にならない。
- また例えばオリエンテーションの丁寧な説明とあるが理想はそうであっても夜間緊急時にパンフレットを前にして丁寧に時間をとって説明する状況は現実的には厳しい問題であり、その保護先が嫌だとまっても保護しなければならない実情もあるのであってその例を踏み込んで研究してほしい
- ・医療機関、乳児院への一時保護委託以外は、基本的には、一時保護所での保護が望ましい。一時保護所の体制の充実(ハード面、ソフト面、学習権の保障等)が必要である。
- ・児童運営指針にあるとおり、原則は一時保護所ですので、ガイドラインを設定したからと、安易に委託保護する方向性は考えられません。

表2-1-1-1 機関の種類

児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	計
35	11	42	13	95	196

表2-1-1-2 一時保護所の有無

	ある	ない	無回答	計
児童養護施設	31 (88.6%)	3 (8.6%)	1 (2.9%)	35 (100.0%)
乳児院	10 (90.9%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
児童自立支援施設	39 (92.9%)	1 (2.4%)	2 (4.8%)	42 (100.0%)
情緒障害児短期治療施設	13 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)
里親	63 (66.3%)	26 (27.4%)	6 (6.3%)	95 (100.0%)
計	156 (79.6%)	31 (15.8%)	9 (4.6%)	196 (100.0%)

表2-1-1-3 窓口

	園長	次長	主任指導員	主任保育士	FSW	その他	計
児童養護施設	27	3	3	0	1	1	35
乳児院	4	0	0	1	4	2	11
児童自立支援施設	2	5	3	0	0	26	36
情緒障害児短期治療施設	5	0	2	0	1	5	13
計	38	8	8	1	6	34	95

表2-1-1-4 ショートステイ

	受けている	受けていない	無回答	計
児童養護施設	22 (62.9%)	12 (34.3%)	1 (2.9%)	35 (100.0%)
乳児院	8 (72.7%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
児童自立支援施設	1 (2.4%)	39 (92.9%)	2 (4.8%)	42 (100.0%)
情緒障害児短期治療施設	1 (7.7%)	12 (92.3%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)
計	32 (31.7%)	66 (65.3%)	3 (3.0%)	101 (100.0%)

表2-2-1 委託一時保護件数

		夜間・緊急	一保の定員超過	措置前提	専門的援助	取り返し回避	一保が遠距離	その他	計	うち虐待
児童養護施設	17年度委託一時保	4.4	3	2.5	3.3	1	2.5	2.9	19.6	3.8
	18年度委託一時保	7	4.5	2	2.5	1	3	2.5	22.5	2.6
	委託一時保護平均	16.5	14	25.3	21	142.7	87.5	8.9	—	34.6
乳児院	17年度委託一時保	6.3	0	6.3	0	0	0	11.8	24.4	6.8
	18年度委託一時保	8.6	0	3.6	2	1	0	11.3	26.6	8.8
	委託一時保護平均	36.6	0	40.6	17.5	0	0	34.1	—	47.5
児童自立支援施設	17年度委託一時保	1.3	1.5	2.5	1.4	2	0	1.5	10.2	2.7
	18年度委託一時保	1.4	2.7	1.9	2.5	3	0	1.8	13.2	3.1
	委託一時保護平均	9.6	12	30.6	31.7	0	0	8	—	37.8
情緒障害児短期治療施設	17年度委託一時保	1	7	2.1	3.5	2	0	2.3	18.0	4.6
	18年度委託一時保	1	2.7	3.9	1.5	1.3	0	2.5	12.9	7.3
	委託一時保護平均	30	13.3	34.9	26	126	0	33	—	41
里親	17年度委託一時保	2.1	1.5	1.8	1.5	1	1.3	1.6	10.8	1.7
	18年度委託一時保	2	1.7	1.5	1.7	1	1.2	1.8	10.9	2.2
	委託一時保護平均	21.1	33.9	64.2	89.2	30.8	7.6	22.7	—	50.1

図2 平均一時保護件数の推移

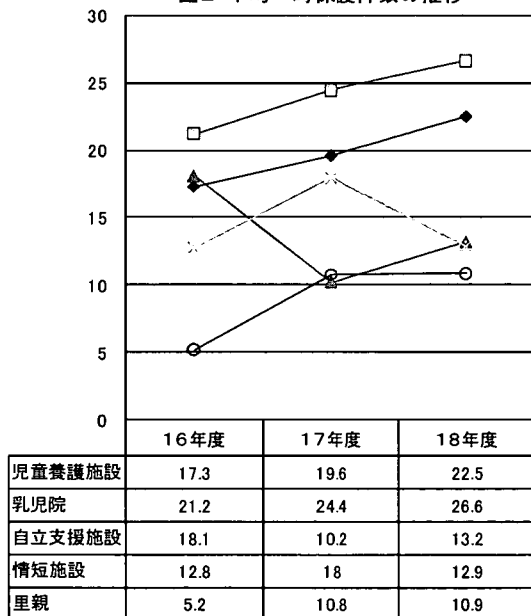


表2-2-2 対応困難

	保護者への対応	子どもの反抗	衣服の準備	ダニ等の持ち込み	病気	馴染まなさ	昼間の過ごし方	他児への影響	言動の真意表明	その他
児童養護施設	11 (31.4%)	5 (14.3%)	10 (28.6%)	3 (8.6%)	7 (20.0%)	6 (17.1%)	16 (45.7%)	20 (57.1%)	4 (11.4%)	9 (25.7%)
乳児院	8 (72.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (45.5%)
児童自立支援施設	11 (26.2%)	5 (11.9%)	5 (11.9%)	0 (0.0%)	3 (7.1%)	8 (19.0%)	6 (14.3%)	14 (33.3%)	1 (2.4%)	9 (21.4%)
情緒障害児短期治療施設	5 (38.5%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)
里親	12 (12.6%)	11 (11.6%)	36 (37.9%)	4 (4.2%)	20 (21.1%)	8 (8.4%)	24 (25.3%)	16 (16.8%)	16 (16.8%)	30 (31.6%)
計	47 (24.0%)	22 (11.2%)	54 (27.6%)	9 (4.6%)	39 (19.9%)	24 (12.2%)	48 (24.5%)	54 (27.6%)	22 (11.2%)	56 (28.6%)

表2-3-1-1 委託理由別の現在の状況

	必ず提供されている	子どもにより提供されている	提供されていない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	34 97.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%
保護者氏名、年齢	33 94.3%	1 2.9%	0 0.0%	1 2.9%
保護者の連絡先	32 91.4%	1 2.9%	0 0.0%	2 5.7%
一時保護の理由	34 97.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	25 71.4%	8 22.9%	1 2.9%	1 2.9%
子どもの集団内での対人関係	19 54.3%	7 20.0%	6 17.1%	3 8.6%
子どもの身辺処理能力	20 57.1%	10 28.6%	4 11.4%	1 2.9%
保護者の行動様式	20 57.1%	10 28.6%	3 8.6%	2 5.7%
子どもと保護者との関係	24 68.6%	9 25.7%	1 2.9%	1 2.9%
保護者の児童相談所との関係	20 57.1%	7 20.0%	6 17.1%	2 5.7%
子どもの生育歴	24 68.6%	7 20.0%	1 2.9%	3 8.6%
委託一時保護の期間、今後の見通し	24 68.6%	10 28.6%	0 0.0%	1 2.9%

	必ず提供されている	子どもにより提供されている	提供されていない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
保護者氏名、年齢	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
保護者の連絡先	10 90.9%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
一時保護の理由	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	4 36.4%	4 36.4%	1 9.1%	2 18.2%
子どもの集団内での対人関係	0 0.0%	4 36.4%	4 36.4%	3 27.3%
子どもの身辺処理能力	0 0.0%	5 45.5%	3 27.3%	3 27.3%
保護者の行動様式	0 0.0%	7 63.6%	1 9.1%	3 27.3%
子どもと保護者との関係	3 27.3%	6 54.5%	1 9.1%	1 9.1%
保護者の児童相談所との関係	2 18.2%	6 54.5%	2 18.2%	1 9.1%
子どもの生育歴	5 45.5%	5 45.5%	1 9.1%	0 0.0%
委託一時保護の期間、今後の見通し	3 27.3%	7 63.6%	1 9.1%	0 0.0%

	必ず提供されている	子どもにより提供されている	提供されていない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	31 73.8%	0 0.0%	0 0.0%	11 26.2%
保護者氏名、年齢	31 73.8%	0 0.0%	0 0.0%	11 26.2%
保護者の連絡先	31 73.8%	0 0.0%	0 0.0%	11 26.2%
一時保護の理由	31 73.8%	0 0.0%	0 0.0%	11 26.2%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	29 69.0%	2 4.8%	0 0.0%	11 26.2%
子どもの集団内での対人関係	24 57.1%	4 9.5%	2 4.8%	12 28.6%
子どもの身辺処理能力	24 57.1%	3 7.1%	2 4.8%	13 31.0%
保護者の行動様式	21 50.0%	4 9.5%	4 9.5%	13 31.0%
子どもと保護者との関係	27 64.3%	3 7.1%	0 0.0%	12 28.6%
保護者の児童相談所との関係	22 52.4%	3 7.1%	4 9.5%	13 31.0%
子どもの生育歴	27 64.3%	4 9.5%	0 0.0%	11 26.2%
委託一時保護の期間、今後の見通し	25 59.5%	5 11.9%	1 2.4%	11 26.2%

	必ず提供されている	子どもにより提供されている	提供されていない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	9 69.2%	1 7.7%	0 0.0%	3 23.1%
保護者氏名、年齢	10 76.9%	0 0.0%	0 0.0%	3 23.1%
保護者の連絡先	9 69.2%	0 0.0%	1 7.7%	3 23.1%
一時保護の理由	9 69.2%	1 7.7%	0 0.0%	3 23.1%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	6 46.2%	3 23.1%	1 7.7%	3 23.1%
子どもの集団内での対人関係	6 46.2%	3 23.1%	1 7.7%	3 23.1%
子どもの身辺処理能力	7 53.8%	2 15.4%	1 7.7%	3 23.1%
保護者の行動様式	6 46.2%	3 23.1%	1 7.7%	3 23.1%
子どもと保護者との関係	8 61.5%	2 15.4%	0 0.0%	3 23.1%
保護者の児童相談所との関係	8 61.5%	1 7.7%	0 0.0%	4 30.8%
子どもの生育歴	7 53.8%	2 15.4%	1 7.7%	3 23.1%
委託一時保護の期間、今後の見通し	6 46.2%	3 23.1%	1 7.7%	3 23.1%

	必ず提供されている	子どもにより提供されている	提供されていない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	88 92.6%	4 4.2%	1 1.1%	2 2.1%
保護者氏名、年齢	75 78.9%	6 6.3%	9 9.5%	5 5.3%
保護者の連絡先	51 53.7%	8 8.4%	31 32.6%	5 5.3%
一時保護の理由	87 91.6%	3 3.2%	3 3.2%	2 2.1%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	62 65.3%	18 18.9%	12 12.6%	3 3.2%
子どもの集団内での対人関係	33 34.7%	18 18.9%	30 31.6%	14 14.7%
子どもの身辺処理能力	47 49.5%	20 21.1%	17 17.9%	11 11.6%
保護者の行動様式	46 48.4%	14 14.7%	28 29.5%	7 7.4%
子どもと保護者との関係	63 66.3%	16 16.8%	11 11.6%	5 5.3%
保護者の児童相談所との関係	49 51.6%	13 13.7%	25 26.3%	8 8.4%
子どもの生育歴	50 52.6%	15 15.8%	24 25.3%	6 6.3%
委託一時保護の期間、今後の見通し	63 66.3%	14 14.7%	10 10.5%	8 8.4%

表2-3-1-2 提供してほしい情報

	必ず提供してほしい	子どもにより必要	特に必要性はない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	34 97.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%
保護者氏名、年齢	34 97.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%
保護者の連絡先	32 91.4%	1 2.9%	0 0.0%	2 5.7%
一時保護の理由	33 94.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.7%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	31 88.6%	1 2.9%	0 0.0%	3 8.6%
子どもの集団内での対人関係	24 68.6%	7 20.0%	0 0.0%	4 11.4%
子どもの身辺処理能力	26 74.3%	5 14.3%	0 0.0%	4 11.4%
保護者の行動様式	27 77.1%	4 11.4%	0 0.0%	4 11.4%
子どもと保護者との関係	29 82.9%	2 5.7%	0 0.0%	4 11.4%
保護者の児童相談所との関係	25 71.4%	5 14.3%	1 2.9%	4 11.4%
子どもの生育歴	29 82.9%	2 5.7%	0 0.0%	4 11.4%
委託一時保護の期間、今後の見通し	27 77.1%	3 8.6%	0 0.0%	5 14.3%

	必ず提供してほしい	子どもにより必要	特に必要性はない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
保護者氏名、年齢	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
保護者の連絡先	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
一時保護の理由	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	9 81.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%
子どもの集団内での対人関係	3 27.3%	5 45.5%	1 9.1%	2 18.2%
子どもの身辺処理能力	4 36.4%	4 36.4%	1 9.1%	2 18.2%
保護者の行動様式	8 72.7%	1 9.1%	0 0.0%	2 18.2%
子どもと保護者との関係	9 81.8%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%
保護者の児童相談所との関係	10 90.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%
子どもの生育歴	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
委託一時保護の期間、今後の見通し	10 90.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%

	必ず提供してほしい	子どもにより必要	特に必要性はない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	32 76.2%	0 0.0%	0 0.0%	10 23.8%
保護者氏名、年齢	31 73.8%	1 2.4%	0 0.0%	10 23.8%
保護者の連絡先	31 73.8%	1 2.4%	0 0.0%	10 23.8%
一時保護の理由	32 76.2%	0 0.0%	0 0.0%	10 23.8%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	32 76.2%	0 0.0%	0 0.0%	10 23.8%
子どもの集団内での対人関係	24 57.1%	7 16.7%	0 0.0%	11 26.2%
子どもの身辺処理能力	24 57.1%	7 16.7%	0 0.0%	11 26.2%
保護者の行動様式	26 61.9%	5 11.9%	0 0.0%	11 26.2%
子どもと保護者との関係	28 66.7%	3 7.1%	0 0.0%	11 26.2%
保護者の児童相談所との関係	26 61.9%	5 11.9%	0 0.0%	11 26.2%
子どもの生育歴	30 71.4%	1 2.4%	0 0.0%	11 26.2%
委託一時保護の期間、今後の見通し	31 73.8%	1 2.4%	0 0.0%	10 23.8%

	必ず提供してほしい	子どもにより必要	特に必要性はない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
保護者氏名、年齢	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
保護者の連絡先	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
一時保護の理由	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
子どもの集団内での対人関係	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
子どもの身辺処理能力	10 76.9%	1 7.7%	0 0.0%	2 15.4%
保護者の行動様式	10 76.9%	1 7.7%	0 0.0%	2 15.4%
子どもと保護者との関係	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
保護者の児童相談所との関係	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
子どもの生育歴	11 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
委託一時保護の期間、今後の見通し	10 76.9%	0 0.0%	0 0.0%	3 23.1%

	必ず提供してほしい	子どもにより必要	特に必要性はない	無回答
子供の名前、住所、生年月日、所属	89 93.7%	2 2.1%	0 0.0%	4 4.2%
保護者氏名、年齢	60 63.2%	11 11.6%	16 16.8%	8 8.4%
保護者の連絡先	38 40.0%	16 16.8%	34 35.8%	7 7.4%
一時保護の理由	80 84.2%	6 6.3%	4 4.2%	5 5.3%
子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態	82 86.3%	7 7.4%	2 2.1%	4 4.2%
子どもの集団内での対人関係	66 69.5%	17 17.9%	7 7.4%	5 5.3%
子どもの身辺処理能力	66 69.5%	13 13.7%	5 5.3%	11 11.6%
保護者の行動様式	54 56.8%	23 24.2%	7 7.4%	11 11.6%
子どもと保護者との関係	70 73.7%	9 9.5%	4 4.2%	12 12.6%
保護者の児童相談所との関係	49 51.6%	17 17.9%	16 16.8%	13 13.7%
子どもの生育歴	67 70.5%	16 16.8%	3 3.2%	9 9.5%
委託一時保護の期間、今後の見通し	72 75.8%	7 7.4%	2 2.1%	14 14.7%

表2-3-2 オリエンテーション: 児童養護施設

n=35

	必ず実施している		子どもにより実施		していない		不明	
委託先の名称等の提	25	71.4%	6	17.1%	1	2.9%	3	8.6%
委託先での生活について	27	77.1%	6	17.1%	0	0.0%	2	5.7%
委託先が安心な場である	26	74.3%	6	17.1%	0	0.0%	3	8.6%
委託先で必要な守らなければならないこと	25	71.4%	7	20.0%	0	0.0%	3	8.6%
困ったときの児相などの連絡先の提示	25	71.4%	7	20.0%	0	0.0%	3	8.6%

ご意見

- ・できるだけ児相で伝えてもらい、必要に応じて施設見学や児相に施設職員が行って説明している
- ・子どもが見通しを持って安心するためにも必要である。
- ・年齢を考慮した分かり易い説明を心掛け、子どもを安心させること。
- ・幼児等、言語による説明が困難な場合は、各生活場面で動作を交えての伝達をしている。
- ・一時保護の期間・今後の見通しを、子どもと
- ・「学園生活の案内」という冊子を作り、それを提供しながら施設での生活について説明している。
- ・子どもによって、入所時の状況が違いすぎており、統一的な対応は難しい。

表2-3-3 保護者との関係で困ったこと

	ある		ない		不明		計	
児童養護施設	21	60.0%	10	28.6%	5	14.3%	35	100.0%
乳児院	7	63.6%	2	18.2%	2	18.2%	11	100.0%
児童自立支援施設	8	19.0%	22	52.4%	12	28.6%	42	100.0%
情緒障害児短期治療施設	8	61.5%	3	23.1%	2	15.4%	13	100.0%
里親	31	32.6%	61	64.2%	3	3.2%	95	100.0%

保護者との関係で困ったこと具体例 37施設、26里親記入中代表的もの

- ・親が納得をしていない、または異議をとなえて、攻撃的(強引)になった時、児相と連絡をとり、対応。
- ・精神疾患による保ゴ者からの相談や金銭の相談を施設側へしてきたため、職員がふりまわされそうになった。
- ・28条ケースでの一時保護の場合
- ・連絡が取れなくなった場合。
- ・面会の強要: 児相担当ワーカーとの連絡調整
- ・感情の起伏が激しく興奮して暴力的になったり、あるいは会話を拒否したりする
- ・連絡がとれず予防接種や病歴が把握しにくく困った。
- ・虐待児の保護者への対応
- ・保護者が約束なしに面会にきたり、子どもを取り返しにきたこと
- ・児童の通学について保ゴ者の同意が得られない。
- ・児相と保護者の間で意見が異なる場合
- ・約束が守れない
- ・迎えに来る日に来ない→CWに連絡
- ・保護者に飲酒癖がある場合。しらふの時に対応。
- ・一時保護委託を全く納得できていないことから来る不満を、施設側につけてくること。

表2-3-4-1 研修実施状況

	実施されている		実施されていない		不明		計	
児童養護施設	1	2.9%	31	88.6%	3	8.6%	35	100.0%
乳児院	0	0.0%	9	81.8%	2	18.2%	11	100.0%
児童自立支援施設	0	0.0%	34	81.0%	8	19.0%	42	100.0%
情緒障害児短期治療施設	0	0.0%	12	92.3%	1	7.7%	13	100.0%
里親	20	21.1%	69	72.6%	6	6.3%	95	100.0%

表2-3-4-2 研修の必要性

	必要と思う		特に必要性は感じない		その他		不明		計	
児童養護施設	14	40.0%	18	51.4%	1	2.9%	2	5.7%	35	100.0%
乳児院	5	45.5%	3	27.3%	2	18.2%	1	9.1%	11	100.0%
児童自立支援施設	9	21.4%	19	45.2%	4	9.5%	10	23.8%	42	100.0%
情緒障害児短期治療施設	4	30.8%	0	0.0%	1	7.7%	8	61.5%	13	100.0%
里親	46	48.4%	40	42.1%	5	5.3%	4	4.2%	95	100.0%

研修の必要性: その他コメント

- ・地域的に児相から離れていて、措置前提のケースが全てなので必要性は感じませんが、都市部の施設では必要と思います。
- ・委託一時保護を受けていないので必要性は不明
- ・措置前提を原則としているので、措置との違い(主に経費的な面)を理解しておく。
- ・当園のような専門機関では特に必要はないと思われる
- ・子どもが個々に違いその子その子に対応できる育児力が必要と思う

表2-3-5 教育権の保障（複数回答）

	地元校への転校		出身校への通学		通学させていない		その他	
児童養護施設n=34	14	41.2%	17	50.0%	8	23.5%	5	14.7%
児童自立支援施設n=42	0	0.0%	2	4.8%	3	7.1%	4	9.5%
情緒障害児短期治療施設n=13	0	0.0%	2	15.4%	3	23.1%	4	30.8%
里親 n=95	16	16.8%	40	42.1%	8	8.4%	27	28.4%

教育権の保障:その他コメント

- ・今まで、そういったケースはありませんでした。可能であれば、出身校への通学を考えている。
- ・委託状況により長期にわたると考えられるケースについて通学転校の措置をとる
- ・1週間以上はない。もしあった場合は地元校への転校。
- ・子どもの状況により児童相談所が決定した中で通学させる
- ・施設内分枝に通学

表2-3-6 適切な委託料

	施設措置費		現行単価 + 施設事務費等		5000円		3000円		ショートステイの現行利用料		その他		不明		計	
児童養護施設	10	28.6%	11	31.4%	1	2.9%	0	0.0%	9	25.7%	1	2.9%	3	8.6%	35	100.0%
乳児院	6	54.5%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%	1	9.1%		0.0%	11	100.0%
児童自立支援施設	12	28.6%	8	19.0%	0	0.0%	2	4.8%	2	4.8%	5	11.9%	13	31.0%	42	100.0%
情緒障害児短期治療施設	7	53.8%	4	30.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	1	7.7%	13	100.0%
里親	10	10.5%	16	16.8%	13	13.7%	6	6.3%	16	16.8%	22	23.2%	12	12.6%	95	100.0%

適切な委託料:その他コメント

- ・現行単価+施設事務費や教育費 + 被服費(近年、持参することが少ない)
- ・県立施設なので委託料は受けていない
- ・急に何もなしで来られるので下着から用意が必要のため出費が多い。なのに里親手当が出ないのは
- ・当座必要なミルク、おむつ、衣服を持参して欲しい。又は児相で用意してほしい
- ・原行の単価ではおむつやミルクを買っただけで持ち出しになることが多い。
- ・チャイルドシート、ベビーカーが貸与されたらありがたい
- ・県の措置規定に基づく

表2-3-7 委託一時保護の受入

	積極的		やや積極的		やや消極的		消極的		その他		不明		計	
児童養護施設	4	11.4%	12	34.3%	9	26%	4	11%	1	2.9%	5	14.3%	35	100.0%
乳児院	4	36.4%	3	27.3%	3	27%	0	0%	1	9.1%	0	0.0%	11	100.0%
児童自立支援施設	2	4.8%	4	9.5%	8	19%	16	38%	6	14.3%	6	14.3%	42	100.0%
情緒障害児短期治療施設	2	15.4%	5	38.5%	2	15%	3	23%	0	0.0%	1	7.7%	13	100.0%
里親	45	47.4%	24	25.3%	15	15.8%	5	5.3%	4	4.2%	2	2.1%	95	100.0%

委託一時保護の受入理由課題

児童養護施設 23施設回答

- ・定員が満員に近いため受け入れが難しい。職員不足のため。
- ・入所児童にとっての生活の場に、一時的でも、よくわからない状況の児童が入ってくる影響
- ・緊急を要する場合は別として、教育権等の問題有り
- ・入所児との関係も含む部屋割の困難さ
- ・定員、居室確保、スタッフ配置など
- ・定員を超えての受け入れには、職員の配置上無理があります。
- ・かつて伝染病を持ち込まれたことがあったので、健康状態が心理判定等確実なものにして欲しい。
- ・入所につなげていくことができれば良いと思う。

児童自立支援施設 32施設回答

- ・他児童の処遇に影響が大きく、受け入れは難しい状況にある。
- ・措置児童と分離した生活が出来ない・職員不足・行動観察、心理判定など、専門的な対応が困難
- ・児童自立支援施設では段階的プログラムを基本にして指導しているので、一時的な保護という状況では対応が困難である。
- ・措置前提を原則としたい。
- ・他の入所児童に影響が大きく、全体処遇が難しくなる。
- ・居室スペースの問題
- ・少年法の改正に伴う対応が増えると思われるが、マンパワー・ハード共に不備なことによる
- ・一時保護児童は、授業が受けられず個別処遇しなければならず、職員配置が難しい
- ・措置前提を原則としたい。
- ・他の入所児童に影響が大きく、全体処遇が難しくなる。
- ・居室スペースの問題
- ・少年法の改正に伴う対応が増えると思われるが、マンパワー・ハード共に不備なことによる
- ・一時保護児童は、授業が受けられず個別処遇しなければならず、職員配置が難しい。

乳児院 10施設回答

- ・委託料が低い
- ・予防接種や検診等、問題になってくるケースも中にはある。
- ・乳児は児相に受け入れ設備がないので乳児院が積極的に受け入れたい。
- ・ただし、人員配置や施設設備の充実が必要
- ・一時保護中のアセスメントが充分行えるような制度設計になっていない。

情緒障害児短期治療施設 11施設回答

- ・児相の依頼に応じる形で実施したい
- ・措置前提の場合は受け入れたいが、一保のみは人員配置、金銭面でリスクが高い
- ・短入所対象児については、受け入れることとしている。
- ・児童相談所との情報共有、連携は密にする必要あり。
- ・短入所は治療施設であり、措置前提のみ可能であるとする。
- ・措置児童の居住環境の維持

里親 61人回答

- ・現実的に受けざるを得ない
- ・金額が安い
- ・ある。
- ・困っている方があれば子供が可愛そうだ
- ・委託の一つとして位置づけたい。今のままでは消極的にならざるを得ない。
- ・短期間であれば家庭的な生活の場を提供できる。
- ・子供の状態や年齢にもよるが、子どもとの関係、信頼作りに時間を要すると思う
- ・里親の高齢、体力減退、責任の重さ、ボランティア感ではすまされないこと多し。
- ・現在、養育しているので、その子たちへの影響も考慮して。
- ・一時保護が長期になった場合の対応がいまいち。
- ・子どもにとって里親家庭が一番守られる安心できる場だと思われるから。
- ・子どもとの関係悪化や保護者とのトラブル発生時等问题が起きた時の児童相談所の対応が即可能であること。
- ・ケースによって、指導していただけたら、受け入れやすいと思います。
- ・子供は国の宝物
- ・保護所がいっぱいだから、家庭保育が必要と思う。
- ・一時保護は急な場合が多いので情報不足の様な気がします。
- ・現在、委託されている子供達のかかわりと協理理解してもらえるか
- ・今まで通り必要に応じて受け入れたい。

表2-3-8 児相に求める支援

	情報提供		トラブル時の対応		子どもへのオリエンテーション		保護者へのオリエンテーション		その他		不明		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
児童養護施設	18	51.4%	10	28.6%	2	5.7%	1	2.9%	2	5.7%	2	5.7%	35	100.0%
乳児院	10	90.9%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	100.0%
児童自立支援施設	18	42.9%	4	9.5%	8	19.0%	1	2.4%	2	4.8%	9	21.4%	42	100.0%
情緒障害児短期治療施設	8	61.5%	2	15.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	2	15.4%	13	100.0%
里親	59	62.1%	20	21.1%	1	1.1%	2	2.1%	8	8.4%	5	5.3%	95	100.0%

児相に求める支援:その他内容

- ・一保は、児相の役割として考えるべき(ハード面含め)
- ・居室のゆとり 措置人数のゆとり(2人分の欠員)
- ・公共の連携、学校・区の支援センターなどと関係を密にして欲しい
- ・里親の適性、経験を見極めて欲しい
- ・期間が何日というきちんとした設定ができると望ましい

ご意見

児童養護施設、乳児院

- ・このようなガイドラインは、全国各地の一時保護の機能にある一定の水準に保つ指標となるので、ぜひ改良を重ねて、より高い水準で現実に対応した指標にしていただきたいと思います。
- ・受入れ側としては、施設設備面・人的対応面で時として限界を超えた要請を受けざるをえないため、早急に受皿の拡充・整備がまず求められる。
- ・委託一時保護ガイドラインは必要ではあると思いますが、それ以前に一時保護所の定員キャパの拡充や、アセスメント能力の向上が問われると
- ・その前に児童相談所の一時保護機能をもっともつと高める必要があると
- ・2-(5)-③委託機関の里親、民生委員、児童委員の個人宅への委託は、困難ではないか。
- ・一時保護は子どもの身柄を安全に保護するだけでなく、行動観察を含めたケースのアセスメントを行う目的がある旨明記した方がよい。
- ・ガイドラインを作成して頂き、更に研修会も開催されることを願います。

情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

- ・児童自立支援施設で委託一時保護を受けるとしたら虐待等で法第28条の審判がでた場合、措置されるケースくらいであろうと思われる。
- ・一時保護委託の前提としての児童相談所の一時保護所の現状が、都道府県によって全く異なっている。本来の一時保護所の整備がまず必要であり、施設を一時保護として利用することは、問題が大きい。
- ・「5. 委託機関の活用」の当該施設の分析と課題が適切
- ・「児童相談所からの情報提供 委託理由別の現在の状況」において委託理由と情報内容をクロスさせて現状を聞かれています、専門職化されている大阪府の子ども家庭センター(児童相談所)でもその基準は無く、担当者の問題意識や経験年数等によって違っているため、このような質問では回答不能。
- また、緊急避難のため数日委託を受けるのか、1週間以上、ある一定期間委託を受けるのかによっても違ってくる。
- 基本的に、一定期間委託を受けるのなら、子どもに関する情報(表に記載されている情報内容)は、委託理由の如何に関わらず、全ての子どもが要保護

里親 43人回答

- ・里親を募る時に一時保護という委託がある事を説明する必要があると思う。
- ・里親の権利と義務の講習の徹底実行。里親、里子の社会への認知ピーアール
- ・子供の病気で現ではなく、既往歴も必要です。
- ・子供が福祉士の連絡先を聞いたところで自由に居られる環境は与えられるのでしょ
- ・何故「一時保護所を利用する事を原則とする」のですか?
- ・ガイドラインを読んで、非常に分かり難く感じた。もっと平易に理解し易く表現して欲しいと思います。
- ・児童相談所などで取り合えず必要な物チャイルドシートやバギー、おもちゃなどの貸し出し機関があると大変助かると思いました。
- ・ガイドラインの結果が早期に現実化されることを望んでいます。そうすることにより、子どもと里親のよりよい関係が実践されることと思います。
- ・子どもが通う保育施設の保育士や児童委員も対象にしているところがよいと思います。要研修ではあると思いますが。
- ・「情報提供」「トラブル時の対応」につきると思います。特に「トラブル時の対応」の児相関係者のサポートがもっと確立できるようにしてほしいと思います。
- ・初回の場合委託手当等の経済的支援が必要。衣類など急には整えられない。
- ・働いている里親の場合乳幼児は、保育園へ預けないと世話ができず、その料金は自己負担となります。
- ・一時委託も里親も内容が同じなのに委託料のちがいがいるのはおかしい。短期の方がむしろ、大変な時間が続くにもかかわらず...
- ・委託一時保護専門の福祉司さん(人材)が必要だと思います。なぜならば交流期間なしでお預かりするためトラブルが起こるのはあたりまえですが、その度に相談出来る窓口が必要

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

アイルランドにおける児童福祉サービス

河原畑 優子（西南学院大学）

概要

アイルランド共和国においては、他の EU 諸国のシステムと同様に、日本の児童相談所の一時保護所に該当する施設は存在せず、児童は保護された時点から、児童ソーシャルワーカーがアセスメントを行う間、里親または児童のための施設ケアを受ける。里親と施設ケアでは、里親におけるケアの割合が圧倒的に高く、施設ケアは比較的年長の児童で、他に手段がない場合、あるいは特別な事情がある場合に限られている。

また、児童の保護は、任意保護または警察による介入の場合以外は、児童福祉を担う児童ソーシャルワーカーの申請により、児童ケア法⁽¹⁾ (Child Care Act 1991)に基づいて、裁判所 (Children's Court) により発せられる各種ケア命令によって行われる。ケアに入った児童と両親は、各専門職によるサポートを受け、さまざまな専門職やサービスのコーディネーター、ケースのマネジメントを行う役割を果たす児童ソーシャルワーカーが行う包括的アセスメントによって立てられた児童ケアプランにそって、サービスの提供を受ける。このシステムは、児童やその家族、各専門職の協働、連携によって成り立っており、児童ソーシャルワーカーはその中心的役割を果たしてはいるものの、児童保護に際しての権限は日本と比べて決して広範囲ではなく、限られたものである。また児童のケアに関しては、原則的には家族統合が児童の最善の利益であるという理念のもと、家族再建に向けてのサポート体制の構築、あるいはそれが難しい場合には、適切で可能な限りの児童の家族面会をはじめとした権利の保障が果たせるよう努力がなされている。

本稿は、こうしたアイルランド共和国における児童保護サービスの基本的な枠組みを紹介することによって、日本における要保護児童の一時保護のあり方、そして児童相談所の権限と役割について検討するための材料を提供することを目的とする。

はじめに

本稿は、アイルランド共和国（以下アイルランド）における児童保護制度 (Child Protection Services) を紹介することにより、日本における要保護児童の一時保護のあり方を検討するための材料を提供することを目的とする。

アイルランドには、日本の児童相談所の一時保護所に該当するものはなく、保護された児童は、ソーシャルワーカーがアセスメントを行う間、その日のうちに緊急里親 (Emergency Foster Care) か、あるいは他に手段がない場合は、児童のための施設 (Children's Home) 等による保護を受ける。